

京都市告示第125号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年5月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
北泉通	左京区高野泉町40番地の2地先から 同区松ヶ崎小竹藪町48番地の2地先まで	メートル 48.20	メートル 12.40 ~ 22.80
川島経214号 線	西京区川島六ノ坪町57番地の1地先から 同町133番地地先まで	70.20	16.00

(建設局土木管理部道路明示課)